

半田市職員の扶養手当支給規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十二号

半田市職員の扶養手当支給規則

(趣旨)

第一条 半田市職員の給与に関する条例(昭和二十九年半田市条例第十二号。以下「条例」という。)(第十一条の規定による扶養手当の支給については、この規則の定めるところによる。

(扶養親族の範囲)

第二条 条例第十一条第二項に規定する他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
(届出)

第三条 新たに条例第十一条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届(別記様式)により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならぬ。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

(認定)

第四条 任命権者は、前条に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

3 任命権者は、第一項の認定を行う場合において必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第五条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第十一条第一項の職員たる要件を具

備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（支給日）

第六条 扶養手当は、条例第六条第二項に規定する給料の支給日に支給する。

（事後の確認）

第七条 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第十条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（雑則）

第八条 この規則に定めるもののほか、扶養手当に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第二条中「条例」とあるのは「半田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年半田市条例第二十六号）附則第八条の規定により読み替えられた条例（以下「読み替え後の条例」という。）」と、第三条、第五条第一項及び第六条中「条例」とあるのは「読み替え後の条例」とする。

別記様式（第3条関係）

扶 養 親 族 届

任命権者				殿	年 月 日提出		
所 属		職員番号	氏 名			

半田市職員の扶養手当支給規則第3条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

増減別	扶養親族者の氏名	続柄	生年月日	同・別 居別	年収額 (見積)	異動年月日	届出事由 (今回該当者のみ)	備考
増・減								
増・減								
増・減								
増・減								
増・減								
増・減								
扶養しない配偶者	有 ・ 無	配偶者氏名				その事実が生じた年月日		

(注) 扶養親族者の氏名は扶養者全員の氏名を書き、今回該当者を「増減別」、「届出事由」を記入してください。

上記のとおり認定する。

年 月 日